

令和5年(フ)第3850号

決 定

静岡県御殿場市川島田136番地の1 レジデンスn' S102号室

破産者 株式会社東名小山カントリー倶楽部

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年1月23日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 岩 崎 慎

裁判官 南 雲 大 輔

裁判官 村 上 若 奈

◎正本
これは 謄本 である。
抄本

令和6年1月23日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 竹内友彦

